

福岡県ものづくり中小企業 PR 事業公募要領

1 事業の目的

「ものづくり産業」の持続的発展のため、これから就職を考えている人たちが県内企業に興味を持っていただくきっかけとなるよう、様々な分野で活躍する「ものづくり中小企業」の魅力を若年層を中心に広く周知することによって、「ものづくり産業」の認知度を向上することを目的とします。

2 事業の内容

優れた技術の開発や人材確保・育成その他特徴のある取組みを実施し、今後成長が見込まれる県内ものづくり中小企業の PR 動画を作成し、web 上の特設サイトで公開することにより、県内「ものづくり産業」の魅力を幅広く発信します。

3 応募対象者

本事業の応募対象者は次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する組合
 - (2) 日本標準産業分類の「E 製造業」に該当すること
 - (3) 福岡県内に本社及び主たる事業所を有すること
 - (4) 福岡県暴力団排除条例（平成 23 年福岡県条例第 34 号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- ※令和 3 年度に撮影企業として選定された企業は対象外です。

4 応募資格

応募時点において次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 県税の滞納がないこと、及び過去 3 年以内に滞納処分を受けたことがないこと
- (2) 「労働基準関係法令違反に係る公表事案」に基づき、厚生労働省及び福岡労働局のホームページに掲載された事案に係る者（不起訴になった者及び無罪になった者は除く。）でないこと
- (3) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者でないこと
- (4) その他重大な法令違反がないこと

5 応募方法

15の応募書類提出先・問い合わせ先に記載しているメールアドレス宛に、以下の書類を添付して提出してください。なお、エラーメールが返ってきた場合は、県で受領できていないこととなりますので、御注意ください。

- (1) 応募申請書（様式第1号）
- (2) 会社概要等（様式第2号）
- (3) PR 内容記載資料（様式第3号）
- (4) その他、A4 用紙2枚以内であれば、写真・図・パンフレット等、補足資料の提出ができます。
(様式は任意ですが、データ容量を4MB以内としてください。)

6 質問について

質問がある場合は、15の問い合わせ先に記載しているメールアドレス宛てに送付してください。指定様式はありませんので、メール本文に質問内容をご記載ください。

質問は、なるべくメールでしていただきますようお願いいたします。なお、審査に関する質問には応じません。また、質問の内容によっては、回答しないことがあります。

7 公募期間

令和4年5月23日（月）～令和4年6月13日（月）17時まで（必着）

8 辞退について

応募申請後に辞退する場合は、令和4年6月15日（水）17時までに、15の問い合わせ先に記載しているメールアドレス宛てに「辞退届」（様式第4号）を添付して提出してください。

ただし、応募申請書（様式第1号）に記載されたメールアドレスからの送信でなければいけません。

8 審査

応募者については、有識者で構成する審査会で審査を行い、PR 動画の作成対象となる応募者を決定します。

審査の際に評価する主なポイントは下記のとおりです。

- ・技術力・製品企画力
例) オンリーワン技術や、最先端の技術を持っている 等
- ・人材育成及び確保

- 例) 人材育成の環境が整っている、資格取得に対して補助制度がある 等
- ・ワークライフバランス
- 例) 働きやすい環境づくりに力を入れている 等
- ・成長可能性
- 例) 海外進出や新分野に挑戦している 等
- ・地域連携・地域貢献
- 例) 福岡県内の地方自治体と連携した取組みを実施している 等

なお、審査の際には、業種や地域のバランス、紹介機会の均等性（「福岡県ものづくりモノ語り100」で既に紹介されているか）等を考慮しつつ撮影候補者を決定します。

9 結果の通知

審査結果については、8月上旬頃にお知らせする予定です。

10 動画作成

県が委託する作成会社が行います。動画の構成については、作成会社と直接打合せさせていただきます。

なお、撮影を行う事業所等の場所は県内に限ります。

また、動画については県の事業目的に沿った内容・構成としますので、PR内容記載資料（様式第3号）のとおりになるわけではありません。応募者の希望に添えない可能性がありますので、あしからず御了承ください。

11 動画の公開

動画完成後、福岡県ものづくり中小企業推進会議ホームページ内の特設サイト「福岡ものづくりムービー」において公開します。

なお、動画の著作権は原則として県に帰属することとなりますが、県が認める範囲内であれば応募者が自社イベント等で使用することも可能です。

12 スケジュール

- | | |
|---------------------|--------------|
| (1) 公募の開始 | 令和4年5月23日（月） |
| (2) 公募締切 | 6月13日（月） |
| (3) 辞退届提出期限 | 6月15日（水） |
| (4) 審査会 | 7月下旬（予定） |
| (5) 審査結果の通知 | 8月上旬（予定） |
| (6) 動画構成の打ち合わせ・動画撮影 | 8月上旬以降（予定） |

※随時打ち合わせや撮影を進めてまいりますので、時期の確約はいたしかねます。

(7) 動画の公開（ホームページ等） 令和5年1月以降（予定）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、撮影などができない期間が長期間続いた場合は、(6) 及び (7) の時期を変更することがあります。

また、場合によっては、撮影対象者に決定されたとしても動画の作成を行わないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1.4 注意事項

- ・公募期間を過ぎたものは受け付けません。
- ・代理での応募申請は受け付けません。PR動画を撮影希望される事業者が自ら応募申請してください。申請の際のメールアドレスについては、普段業務で使用しているアドレスを用いてください。
- ・提出された応募申請書等は、撮影対象者の選定のみを使用します。
- ・本要領に示した公募参加の資格がない者又は提出書類に虚偽の記載をした者の提出した応募申請は無効とします。
- ・動画の撮影対象者に選定された際は、「役員名簿」、「暴力団排除に係る誓約書」及び「県税に滞納が無い証明書類」を郵送で提出していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。また、応募対象者としての資格確認のため福岡県警察本部に照会します。

1.5 応募書類提出先・問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県 商工部 中小企業技術振興課 技術支援係（担当：川原・奥村）

TEL：092-643-3433

FAX：092-643-3436

E-mail gijyutsushien@pref.fukuoka.lg.jp